福　祉　ロ　ー　ン
（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2025年4月1日現在）

商　品　名	福　祉　ロ　ー　ン（一般社団法人しんきん保証基金保証付）
ご利用いただける方	・申込み年齢満20歳以上である方。 ・安定継続した収入がある方。（派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。） ・年金受給者の方は、前年の受取実績（他行にて受取の方を含む）がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・富山県内に居住または勤務しておられる方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お使いみち	申込人の親族にかかる次の資金であり、支払先に振込できるもの。 ①介護用機器の購入・設置費用（介護用ベッドや車椅子の購入資金、浴室や階段への手すりの設置費用等） ②老人ホーム入居一時金（退去時に変換されるものも含む） ③申込人が当金庫から借入れた、しんきん保証付福祉プランの借換え資金（但し①または②との併用に限ります。） ※事業性資金、申込人本人のための資金、支払先が申込人またはその配偶者・親・子が営む法人・自営業となる資金、支払済資金のいずれにも該当しないもの。
ご融資限度額	500万円以内
ご利用期間	3ヵ月以上10年以内（元金据置期間6ヵ月含む）
ご融資利率	固定金利 年3.70%（保証料含む）
ご返済方法	・毎月元利均等・元金均等の分割返済があります。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 なお、元金返済の据置期間は6ヵ月以内までできます。
保証会社 保証料・保証人	保証会社　…　一般社団法人しんきん保証基金 保証料　…　毎月のご返済金に含まれます。 保証人　…　原則不要です。
ご提出していただくもの	①ご本人確認資料 ・運転免許証。　但し、お申込人が運転免許を取得していない場合は次のいずれかをご提出いただきます。 個人番号カード、運転経歴証明書、パスポート、健康保険証、写真付住民基本台帳カード ※健康保険証など顔写真のない本人確認書類の場合は、その他の本人確認書類なども必要となります。 ②年収をご確認できる資料（借入金額100万円以下の場合は不要です。） ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可） ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 ③お使いみちのわかる資料 ・見積書、注文書、請求書など。 ・お使いみち②の場合は、融資残高および直近3ヵ月の返済履歴がわかる資料。 ・支払済み資金の場合は、領収書、通帳など。 ④振込依頼書 … ご融資金は支払先に振込となります。
苦情処理措置 紛争解決措置 （次頁へつづく）	苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」（9時 ～ 17時、電話：0120-964-522）にお申し出ください。 紛争解決措置　富山県弁護士会紛争解決センター（電話：076-421-4811）、金沢弁護士会紛争解決センター（電話：076-221-0242）、福井弁護士会紛争解決センター（電話：0776-23-5255）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所（9時 ～ 17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。

富山信用金庫

苦情処理措置 紛争解決措置 （前頁につづく）	また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
そ　の　他	・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。